

---

議題	基準諮問会議
項目	基準諮問会議からのテーマ提言への対応

---

## I. 本資料の目的

1. 平成 28 年 7 月 13 日に開催された第 340 回企業会計基準委員会において、基準諮問会議から当委員会に対して新規テーマの提言があった。本資料では、当該提言の内容に関する当委員会の対応方針の案を記載しており、ご意見をいただくことを目的としている。

## II. 新規テーマの提言への対応

### (基準諮問会議による提言の内容)

2. 別紙の「基準諮問会議 新規テーマに関する提言等」に記載されている「子会社、関連会社株式の減損とのれんの減損の関係」に関する提言である。

### (当委員会の対応方針(案))

3. 基準諮問会議の提言を尊重し、当委員会の新規テーマとしてはどうか。

また、金融商品、企業結合、連結にまたがる論点であり、実務対応専門委員会において本件を対応することとしてはどうか。

### ディスカッション・ポイント

上記の当委員会の対応方針(案)に同意するか。

以 上

(別紙)

平成 28 年 7 月 13 日

企業会計基準委員会  
委員長 小野 行雄 殿

基準諮問会議  
議長 野崎 邦夫

### 基準諮問会議 新規テーマに関する提言等

平成 28 年 7 月 4 日に開催された第 27 回基準諮問会議において審議の結果、以下の I. について、企業会計基準委員会の審議テーマに関する提言をとりまとめましたので、ご検討賜りますようお願い申し上げます。

また、企業会計基準委員会の審議テーマに関して、以下の II. について、依頼をすることになりましたので、併せてご報告致します。

#### I. 子会社、関連会社株式の減損とのれんの減損の関係について

子会社、関連会社株式の減損とのれんの減損の関係について検討することを、貴委員会の新規テーマとして提言致します。

(提言の経緯)

1. 平成 28 年 3 月 4 日に開催された第 26 回基準諮問会議において、子会社株式等の減損とのれんの減損の関係について、経団連経済基盤本部及び全国銀行協会より新規テーマの提案がなされた。その提案を受け、基準諮問会議は、実務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼した。
2. 平成 28 年 7 月 4 日に開催された第 27 回基準諮問会議において、審議事項(1)-2 参考資料 1 のとおり、実務対応専門委員会の評価が報告された。その結果は、以下のとおりであった。

本テーマは、日本公認会計士協会から公表されている資本連結実務指針に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理の改正の提案である。同会計処理については、連結財務諸表におけるのれんの減損の考え方と整合しないケースがあり得るものと考えられ、広範な影響がある会計処理であることを踏まえると、ASBJ において検討することが適当であると考えられる。

3. 上記の実務対応専門委員会の評価の結果を踏まえて基準諮問会議において審議を行った結果、新規テーマの提言を行うこととなった。

## II. マイナス金利に係る種々の会計上の論点への対応について

マイナス金利に係る種々の会計上の論点への対応について、基準開発の要否及び時期については貴委員会の判断に委ね、適時に対応を図ることを依頼いたします。

(経緯)

4. 平成 28 年 7 月 4 日に開催された第 27 回基準諮問会議において、審議事項(1)-2 参考資料 2 のとおり、基準諮問会議委員より新規テーマの提案がなされた。その提案を受け、基準諮問会議の事務局より以下の対応案が示された。

マイナス金利の状況は継続しており、企業会計基準委員会において会計上の論点について取扱いを明らかにすることは有用であると考えられる。しかしながら、今後のマイナス金利の水準を予測することは困難であり、国際的にも会計上の取扱いが定まっていない分野であることもあり、企業会計基準委員会における基準開発の要否及び時期について基準諮問会議として判断を行い、新規テーマとして提言を行うことは困難であるとする。

したがって、企業会計基準委員会において本年 3 月に検討がなされていることも踏まえ、基準開発の要否及び時期については企業会計基準委員会の判断に委ね、適時に対応を図ることを依頼することとする。

5. 上記の基準諮問会議の事務局の対応案を踏まえて基準諮問会議において審議を行った結果、事務局案が承認された。なお、基準諮問会議では、以下の意見が聞かれており付言する。
  - 企業に対して緊急な対応を要請することがないように検討を進めて頂きたい。
  - マイナス金利の状況が短期的に解消するとは考えにくいので、この状況が継続することを念頭に検討して頂きたい。
  - 基準等の公表に 3 ヶ月程度デュー・プロセスに時間がかかるのであれば、年内までの様子を見て、いつでも対応可能なように準備をしておいて欲しい。
  - 退職給付債務の割引率について、仮にゼロを下限とする方法を認めないとすると、数理計算上の差異が多額に発生する可能性

### 審議事項(3)

があり、財務制限条項に抵触する可能性等もあるため、年度末までに余裕をもって対応を図って欲しい。

- 金利スワップの特例処理への対応については、既に金融機関ごとに多様な実務が始まっているので、その状況を踏まえて検討頂きたい。

以 上